○国土交通省告示第千百二十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第百三十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十三のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置																																																					

を

第二条第五号の十二のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	第百三十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十三のフルラップ前面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに乗員保護装置																																																					

に、

第二条第二十六号の補助制動灯																																																					
第二条第二十七号の前部上側端灯	第七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第二十八号の後部上側端灯																																																					

を

第二条第二十六号の補助制動灯																																																					
第二条第二十七号の前部上側端灯	第七号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○
第二条第二十八号の後部上側端灯																																																					
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第八十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○		○	○	○		○		○		○		○	○

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月　一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）